

◎新潟県教育委員会告示第12号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>配偶者同行休業 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年新潟県条例第67号）第5条第1項</u>の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</p> <p>(15)～(21) (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ (発令事項) 欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>12 <u>配偶者同行休業</u></p> <p>(1) <u>配偶者同行休業</u>を承認する 平成 年 月 日から <u>配偶者同行休業期間</u> 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) <u>配偶者同行休業期間</u>を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) 職務復帰を命ずる 注 <u>配偶者同行休業</u>の期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。</p> <p>(略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>在外勤務等同行休業 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）第19条第1項</u>の規定による承認を受け、その職を保有したまま職務に従事しないことをいう。</p> <p>(15)～(21) (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ (発令事項) 欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>12 <u>在外勤務等同行休業</u></p> <p>(1) <u>在外勤務等同行休業</u>を承認する 平成 年 月 日から <u>在外勤務等同行休業期間</u> 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) <u>在外勤務等同行休業期間</u>を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) 職務復帰を命ずる 注 <u>在外勤務等同行休業</u>の期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。</p> <p>(略)</p>